

プロジェクト 保険契約

項目 有配当契約に関する検討状況

1. 本資料の目的

1. 本資料は、10 月 31 日の保険契約専門委員会における議論（有配当契約に関する、2014 年 7 月及び 9 月に開催された IASB 会議の教育セッション（ES）¹での検討状況についての議論）を踏まえ、有配当契約に関する取扱いについてご質問やご意見を頂戴することを目的としている。
2. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。
3. 2014 年 7 月及び 9 月に開催された IASB 会議では、暫定決定や暫定方針決定は行われていないが、審議された内容は概ね次の通りである。

- (1) 有配当契約とは、保険契約者に対する支払が基礎となる項目のリターンに応じて変動する契約のことである。
- (2) 有配当契約の主な論点は次の通りである。このうち、論点 2 と論点 3 が議論された。
 - (論点 1) キャッシュ・フローの分割を行うべきか。
 - (論点 2) 基礎となる項目が純損益に与える影響を相殺するために、保険契約負債の調整を行うべきか。
 - (論点 3) 純損益に認識する金利費用をどのように算定すべきか。
 - (論点 4) オプションと保証に関する履行キャッシュ・フローの変動について、どのように会計処理を行うべきか
 - (論点 5) 有配当契約において、契約上のサービス・マージン（CSM）をどのように純損益に認識すべきか。
- (3) 論点 2 に関しては、基礎となる項目の保険者持分の変動が「黙示的な管理手数料」とみなせる場合（以下のすべての要件を満たす場合）にのみ、同変動を CSM で調整することについて議論が交わされた。
 - 保険契約者に引き渡されるリターンは、企業が保有する基礎となる項目から発生すること

¹ 2014 年 6 月に開催された IASB 会議（ES）でも、有配当契約に関する議論が行われている。しかし、2014 年 9 月の ES のアジェンダ・ペーパーにおいて、6 月の IASB 会議で提示された内容が一部修正されているため、本資料では、2014 年 9 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパーを中心に説明する。

- 企業が留保しなければならない最低金額（固定又は決定可能）があること
 - 保険契約者は基礎となる項目のリターンのうち重要な部分(substantial share)を受け取ること
- (4) 論点3に関しては、純損益に認識する金利費用を計算するときに使用する金利として、簿価利回り法と実効利回り法が比較検討された。
- (簿価利回り法)
- 基礎となる項目の運用利回りを保険負債の利息費用計算の金利に用いる。
 - 保険契約負債で計上する金利費用と基礎となる項目の金利収益の間の会計上のミスマッチを削減する効果大きい。
 - 基礎となる項目を特定する必要があること等から、対象範囲が狭くなる。
 - Day2 キャッチアップ修正が生じるかもしれないという欠点がある。
- (実効利回り法)
- 保険負債のキャッシュ・フローのみに着目して算定した金利であり、資産の投資収益と保険の金利費用のミスマッチを削減するために、予想予定利率法(保険契約者勘定へ貸記する予定の金額に基づいた金利)を使用することが考えられる。
 - 基礎となる項目を特定する必要がないことから、対象範囲は広い。
 - 基礎となる項目の金利収益の間の会計上のミスマッチを削減する効果は小さい。
- (5) 2014年9月のIASB会議では、簿価利回り法と実効利回り法の比較に当たって、保険者持分やCSMの処理(調整する場合、しない場合)を併せて検討する必要があり、部分毎の検討で方向性を出すことには懸念があるという見解や実効利回り法の検討にあたっては「対象資産が異なる測定区分から構成される場合」及び「原価測定されている資産の売却損益」への対応も取り込む必要があるとの見解(当該方法は「実効利回り法++」と呼称され、Day2 キャッチ・アップ修正のない簿価利回り法と近似するという模様)などが示された。
- (6) 2014年11月のIASB会議(ES)において、欧州のCFOフォーラムから、欧州が提案している代替モデルについて紹介される予定である。

II. IASB 会議 (ES) の資料の概要

(1) 有配当契約の主な論点

4. 有配当契約においては、保険契約者に対する支払は基礎となる項目のリターンに応じて変動することになる(企業は、受け取った保険料で購入した資産の投資リスクの一部を保険契約者とシェアする)。
5. IASBの有配当契約に関する議論は、前項に記載した有配当契約の性質を踏まえ、無

配当契約に関するこれまでの暫定決定事項について、どのような修正が必要になるかを検討するものである。

6. IASB スタッフによるペーパーにおいて、有配当契約の主な論点は、次の通りとされていた。
 - (論点 1) キャッシュ・フローの分割を行うべきか²。
 - (論点 2) 基礎となる項目が純損益に与える影響を相殺する³ために、保険契約負債の調整を行うべきか。
 - (論点 3) 純損益に認識する金利費用をどのように算定すべきか。
 - (論点 4) オプションと保証に関する履行キャッシュ・フローの変動について、どのように会計処理を行うべきか⁴。
 - (論点 5) 有配当契約において、CSM をどのように純損益に認識すべきか。
7. 上記のうち、本資料では、以下において、上記のうち論点 2 及び論点 3 について、IASB スタッフからの提案及び IASB 会議で示された意見の概要を記載する。

(2) 基礎となる項目が純損益に与える影響を相殺するために、保険負債の調整を行うべきかに関する IASB スタッフによる提案 (論点 2 対応)

8. IASB は、2014 年 6 月の ES で、基礎となる項目の保険者持分の変動が「黙示的な管理手数料」とみなせる場合にのみ、同変動を契約上のサービス・マージン (CSM) で調整することについてスタッフに検討するように指示した。なお、「黙示的な管理手数料」とみなせる場合とは、次のすべてを満たす場合をいう。
 - (1) 保険契約者に引き渡されるリターンは、企業が保有する基礎となる項目から発生する (これは、企業が当該基礎となる項目の所有を要求されているかどうかや、企業が保険契約者への支払に裁量権を有しているかどうかに関わらない)。
 - (2) 企業が留保しなければならない最低金額 (固定又は決定可能) がある。
 - (3) 保険契約者は基礎となる項目のリターンのうち重要な部分 (substantial share) を受け取る。
9. 本論点については、2014 年 6 月の ES のアジェンダ・ペーパーにおいて、以下の分析が行われている。
 - (1) 基礎となる項目からのリターンの保険者持分については、これを、黙示的な資産管理手数料とみる考え方と、基礎となる項目に対する保険者の経済的便益と

² 2014 年 7 月の IASB 会議 (ES) において、キャッシュ・フローの分割を行わないとの暫定的な方向性が示されている。

³ 「相殺する」とは、基礎となる項目からのリターンの影響を、金融商品の会計基準等に基づいて純損益等に認識することなく、CSM に振り替える (CSM で調整する) ことによって、両者の影響を財政状態計算書上で相殺することを意味する。

⁴ 論点 4 及び 5 に関しては、IASB において未だ審議されていない。

みる考え方がある。このうち、いずれの考え方をとるかによって、基礎となる項目の保険者持分の見積りの変更の会計処理が異なりうる。

内容	黙示的な資産管理手数料	保険者の経済的便益
性格付け	資産管理サービスに対する対価である。 基礎となる項目の成績に基づく明示的な資産管理手数料と経済的に近似する。	投資のリターンである。 基礎となる項目に対する保険者の経済的便益である。
基礎となる項目の保険者持分の見積りの変更の会計処理	CSM で調整して、資産管理サービスの提供に応じて純損益に認識する。	通常の投資リターンに準じて、金融商品の会計基準における要求事項に従って処理する。

(2) 黙示的な資産管理手数料が存在するかどうかの判断については、保険契約者へのキャッシュ・フローと基礎となる項目の関係に基づいて分析を行っている。分析の結果、IASB スタッフは、次の項目を黙示的な資産管理手数料が存在すると判断する上で要件とすることを提案している。

- 基礎となる項目の保有
- 企業が留保しなければならない留保金額
- 参加の程度（企業が保険契約者に引き渡す金額）

(3) 純損益に金利費用を表示するために適用される利回りの計算方法（簿価利回り法と実効利回り法）に関する IASB スタッフによる提案（論点 3 対応）

（簿価利回り法）

10. 簿価利回り法を適用する目的は、保険契約負債と基礎となる項目に経済的にマッチする関係がある場合に、保険契約負債で計上する金利費用と基礎となる項目の金利収益の間の会計上のミスマッチを削減することである。

11. IASB スタッフによるペーパーにおいては、簿価利回り法は、以下のステップにより適用することとされている。

- (1) 基礎となる項目の特定（ステップ 1）
- (2) 簿価利回りの計算方法の決定（ステップ 2）
- (3) 保険契約の全期間をカバーするイールド・カーブの構築（ステップ 3）
- (4) 当初認識時点で、純損益（金利費用）を表示するための金利（簿価利回り）と財政状態計算書での保険契約負債の測定のために使用する金利（市場金利）が異なるときの差額の消去（ステップ 4）

12. このうち、ステップ2の簿価利回りの計算方法については、次のように説明されている。

資産の種類	簿価利回りの計算方法	IASB スタッフの評価
<p>FVPL で測定される資産</p>	<p>現在の利回り。保険契約負債の測定に用いる現在の金利でも近似値として有効と考える者もいる。</p>	<p>基礎となる項目への依存性を反映して保険契約負債の金利が更新されているならば、保険負債の金利でも近似値として有効。</p>
<p>償却原価又は FVOCI で測定される金融商品</p>	<p>債券の実効金利。売却や再運用時は、それらを反映させる。</p>	<p>会計上のミスマッチを解消する。減損の反映は困難かもしれない。</p>
<p>FVOCI で測定される持分証券</p>	<p>期待配当率、又は、流動性のないリスク・フリー金利</p>	<p>会計上のミスマッチの解消は困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク・フリー金利は、配当の特性を反映しない。 ・期待配当率を使用する場合は、配当の流列とともに、持分証券の原価ベースの簿価を追跡することが必要となる。 ・保険契約者への支払には売却利得も含まれる場合が多いが、期待配当率はそれらを反映しない。
<p>原価ベースで測定される投資不動産</p>	<p>予想賃料（予想デフォルトを調整）を反映した金利、又は、予想賃料の計算が複雑すぎる場合はリスク・フリー金利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク・フリー金利は、賃貸収益の特性を反映しない ・賃料のみがシェアされる場合、予想賃料を反映した金利は会計上のミスマッチを解消する。キャピタルゲインもシェアする場合は、会計上のミスマッチの解消は困難。

資産の種類	簿価利回りの計算方法	IASB スタッフの評価
企業収益をシェア (投資業績、危険差 益、費差益の合計)	投資からの予想収益のみ を使用するという者もい る。	基礎となる項目の全てを反 映した割引率(例えば、営 業利益を営業資産で除した もの)を計算する必要がある。

13. また、ステップ4については、次のように説明されている。

- (1) 基礎となる項目が、新規に購入した資産ではなく、従前の保険契約者から受領した保険料で購入した既存の資産の場合(基礎となる項目を「引き継いだ(inherit)」場合)、基礎となる項目の運用利回り(これが簿価利回りとなる)と当初認識時点の市場金利に乖離が発生する。
- (2) この場合に、損益計算のための保険契約負債の金額を簿価利回りで計算すると、市場金利で測定される財政状態計算書に表示する保険契約負債の金額との間に差額が発生してしまう。これは、当初認識時点(Day1)に、OCIが発生することを意味するが、このようなことはIFRSの一般原則に反することとなる。
- (3) そこで、Day1におけるOCIの発生を回避するため、当初認識時点では、市場金利で損益計算上の保険契約負債の金額を求める。この場合、事後測定(Day2)において、損益計算に使用する金利を市場金利から簿価利回り法の金利に切り替えるため、Day2において当該金利差額が純損益に計上されることになる(キャッチ・アップ修正)。

14. 上記を踏まえ、IASB スタッフは、以下の理由から、簿価利回り法は会計上のミスマッチを最小化できる場合に限り適用し得ると分析している。

- (1) FVOCIで測定される持分証券、又は、原価ベースで測定される投資不動産(キャピタルゲインもシェアされる場合)には適用すべきではない。
- (2) 償却原価又はFVOCIで測定される負債性証券(減損も反映する場合)、原価ベースで測定される投資不動産(賃料のみをシェアする場合)、又は、FVPLで測定される項目に適用することは考えられる。
- (3) 仮に簿価利回り法を適用する場合、当初認識時点では、簿価利回り(損益計算に使用)は市場金利(保険契約の測定)に合わせる必要がある。両者の間に差異がある場合、事後測定(Day2)において、当該差額が純損益に計上されることとなる(キャッチ・アップ修正)。

(実効利回り法)

15. 実効利回り法を適用する場合、具体的な適用方法として、平準イールド法⁵と予想予

⁵ 平準イールド法とは、将来キャッシュ・フローと当初認識時点の保険負債の帳簿価格を等価

定利率法⁶が考えられる。IASB スタッフは、資産の投資収益と保険の金利費用の mismatch を削減するために、予想予定利率法(保険契約者勘定へ貸記する予定の金額に基づいた金利)を使用すべきであると提案している。

16. なお、基礎となる項目が複数の測定属性から構成される場合や売却される場合にも対応できるように実効利回り法を修正することも考えられるが、複雑性の観点から当該修正について、IASB スタッフから提案されていない。

(4) 簿価利回り法と実効利回り法の対象範囲に関する IASB スタッフによる提案 (論点 3 対応)

(有配当契約における OCI の使用)

17. 無配当契約に対しては、投資業績と引受業績を峻別すること、及び、会計上の mismatch を削減するために、割引率変動の影響を OCI で表示することを会計方針の選択として認める旨が IASB の審議において暫定決定されている。この理由付けは有配当契約においても当てはまるため、有配当契約においても、割引率変動の影響を OCI で表示することを会計方針の選択として認めることを前提に審議を進めることが提案されている。

(有配当契約に使用する割引率)

18. 有配当契約において、割引率変動の影響を OCI で表示することを選択した場合、使用する割引率について、IASB スタッフから次のような分析が示されている。なお、実効利回り法及び簿価利回り法を適用する可能性があるかどうかによって、有配当契約は次の通り 3 つに分類できるとし、分類 1 は実効利回り法及び簿価利回り法の適用は認めず、分類 2 及び 3 は、簿価利回り法の適用を認めず、実効利回り法を適用することを提案している。

分類 ⁷	判定条件	可能性のある処理	スタッフ提案
1	下記以外	簿価利回り法も実効利回り法も適用できない	当初認識時のロックイン金利

とする割引率(内部収益率)を適用する方法で、金利が改訂されるまで単一の実効金利が適用される。

⁶ 予想予定利率法とは、予想予定利率(これは、資産側の予想運用利回りを反映して、各期に契約者勘定残高に貸記すると予想される金額が絶えず修正されることを反映して算定する)に基づいて実効金利を決定する方法であり、各期において異なる実効金利が適用される。

⁷ 本表における分類は、IASB スタッフのペーパーで示されている分類によっている。

分類 ⁷	判定条件		可能性のある処理	スタッフ提案
2	基礎となる項目に連動するキャッシュ・フローが、契約期間にわたって保険契約者への給付全体の中での重要な部分である	下記 3 条件を満たさない契約	実効利回り法は適用できるが、簿価利回り法は適用できない	実効利回り法 (簿価利回り法は使用しない)
3		下記の 3 要件を満たす契約 (3 要件) ● 保険契約者へ引き渡すリターンは、企業が保有する基礎となる項目から発生する(企業は基礎となる項目を保有している) こと ● 保険契約者は基礎となる項目のリターンの重要な部分を受領すること ● 会計上のミスマッチを解消すること	実効利回り法と簿価利回り法の双方が適用しうる	

19. IASB スタッフが、有配当契約において、簿価利回り法でなく、実効利回り法を使用すべきと提案している理由は次の通りである。

(1) 簿価利回り法も実効利回り法も長所・欠点がある。

- ① 簿価利回り法は複雑であることに加え、Day2 でのキャッチ・アップ修正という問題がある。
- ② 実効利回り法は、簿価利回り法に比べて会計上のミスマッチの解消効果が小さい。

(2) 簿価利回り法が適用できる有配当契約は、実効利回り法が適用できる有配当契約の一部である。すなわち、簿価利回り法を適用しなくても、実効利回り法で対象範囲を補足し得る。

(3) 簿価利回り法を認めると、会計基準全体としての複雑性が増す。

(参考：簿価利回り法と実効利回り法の比較)

項目	簿価利回り法	実効利回り法

項目	簿価利回り法	実効利回り法
対象範囲	狭い（簿価利回り法を適用しなくても、実効利回り法で対象範囲をカバーできる）。	広い。
会計上のミス マッチ	削減効果大きい。	削減効果が小さい。
Day2 でのキャッチ・アップ修正	発生する。 利用者の理解が困難。	発生しない。
総合評価	簿価利回り法を認めると会計基準全体としての複雑性が増すこと等も勘案して、簿価利回り法を認めないこととする。	

III. 2014 年 9 月の IASB 会議（ES）における審議の概要

20. 2014 年 9 月の IASB 会議（ES）では、有配当契約の保険契約負債の利息発生計上に使用する割引率について暫定決定は行われていない。但し、審議において、IASB のボードメンバーから主に以下の意見が示された。

（議論の進め方）

- 簿価利回り法と実効利回り法の比較に当たって、会社持分や CSM の処理（ロックする場合、アンロックする場合）を併せて検討する必要がある。部分毎の検討で方向性を出すことには懸念がある。

（簿価利回り法）

- 簿価利回り法について、会計上のミスマッチを削減する観点から支持する。
- 資産ポートフォリオには、FVOCI 測定 of 株式や原価測定 of 投資不動産が含まれることもある。それらを簿価利回り法の対象外とすべきでない。
- 簿価利回りの最大の問題は、Day2 キャッチ・アップ修正であり、この問題が克服できないか、さらに検討すべきである。

（実効利回り法）

- 実効利回り法は、会計上のミスマッチの削減という点で効果が少ない。
- 複雑になるからという理由からスタッフが提案しなかった「対象資産が異なる測定区分から構成される場合」及び「原価測定されている資産の売却損益」への対応をも取り込む必要がある。（会議では、当該方法を「実効利回り法++」と呼称。）「実効利回り法++」は、Day2 キャッチ・アップ修正のない簿価利回り法と近似すると考えられる。
- スタッフが提案する予想予定率に基づく実効利回り法は、契約者勘定残高に貸記す

る金額を基に金利を計算する方法である。貸記する金額には利差益だけでなく、死差、費差も含まれることを考えると、本手法は適用範囲が広いと考える。

(適用範囲)

- 本資料の第18項に記載する第1分類（実効利回り法が適用できない）と第2分類（実効利回り法が適用できる）の区分は、基礎となる項目への依存度の程度が異なるだけであるため、両者を区別する必要はない。依存する程度に応じて、金利を更新すれば、自然と、分類1にも分類2にも対応できる。
- 第2分類（単純な実効利回り法の適用を想定）と第3分類（実効利回り法++の適用を想定）は区別する必要がある。
- 第2分類は一般勘定（ユニバーサル保険等）、第3分類は分離勘定を想定している。第3分類は資産を特定する必要がある。

IV. 2014年10月31日の保険契約専門委員会における議論の概要

21. 10月31日に開催された第12回保険契約専門委員会では、有配当契約に関する検討状況について、主に次のような意見が示された。

- 運用収益をサービス手数料の部分とそれ以外に区分することは困難であり、「黙示的な管理手数料」に該当する場合のみCSMで調整可能とする考え方は適切と考えない。
- 実効利回り法は、最終的な目標額に対する割引率を算出する考え方のため、貯蓄性商品には適切である可能性があるが、多くの保障性商品にはなじまないと考えられる。
- 基礎となる項目の保険者持分の変動が、「黙示的な管理手数料」と見做せる場合に限って同変動をCSMで調整すべきという考え方や当初認識後のキャッチ・アップ修正をせざるを得ないという考え方は、IFRS第9号「金融商品」とIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」をはじめとする現行の会計基準との整合性を維持すべきであるという制約から生じている課題である。対象としている契約の特殊性を踏まえ、「保険契約」の会計基準については、こうした制約にとらわれない議論をすることが望まれる。
- 財政状態計算書における保険契約負債について、期末日現在の金利を反映した割引率ではなく、簿価利回り法や実効利回り法に基づいて算出された割引率を適用するという考えられるのではないか。
- 保険会社に対するソルベンシー規制では、期末日現在の金利を反映した割引率を用

いて保険契約負債を測定していることを踏まえると、整合性を確保する観点から、財政状態計算書上の保険契約負債は、期末日現在の金利を反映した割引率を用いて測定すべきと考えている。

V. 今後の予定

22. 2014年10月のIASB会議のアジェンダ・ペーパーによると、11月のIASB会議(ES)において、欧州のCFOフォーラムから、欧州が提案している代替モデルについて紹介される予定である。

以 上

(参考) 2014年9月のASAF会議における議論の概要⁸

(質問事項)

1. 2014年9月のASAF会議では、有配当契約に関して、ASAFメンバーに対して次の点が質問された。

項目	質問事項
質問1	資産のリターンの保険者持分が黙示的な管理手数料とみなせる状況に関するIASBの方向性に同意するか。同意しない場合、どのような状況か。
質問2	簿価利回り法の適用範囲の限定に関するIASBの方向性に同意するか。同意しない場合、どのように範囲を限定することが考えられるか。
質問3	9月のIASB会議アジェンダ・ペーパーのOCIアプローチに関するスタッフ提案及び暫定決定事項に同意するか。

(ASAFメンバーの発言要旨)

2. IASBスタッフからの説明に対して、ASAFメンバーから主に次のような意見が示された。

(質問1)

- (1) 投資契約型の有配当契約において、保険者は、黙示的に保険契約者のために資産管理サービスを提供し、報酬(資産のリターンの保険者持分)を得ており、当該サービスは、分離できない保険契約の一部である。このため、資産のリターンの保険者持分は、当初認識時において保険契約からの未稼得利益としてCSMで認識される。保険契約からのリターンは、事後、様々な要因で変動するが、当初認識時と整合的にCSMで調整すべきであり、未稼得利益の変動の一部をCSM調整から除外することは、有配当契約の経済実態を反映しないことから適切でない。
(EFRAG)
- (2) 仮に黙示的な管理手数料と性格づけられたとしても、保険者持分を再評価して純損益に認識すべきで、CSMで調整するのは純損益のスムージングではないか。

⁸ ASAF会議には、イギリス、ドイツ、スペイン、オーストラリア、日本、中国、アメリカ、カナダの会計基準設定主体、及び、地域団体として欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)及び全アフリカ会計士連盟(PAFA)の代表者が出席したほか、IASBから、Hans Hoogervorst議長(ASAFの議長)、Ian Mackintosh副議長、プロジェクト担当理事及び担当スタッフが参加した。

(PAFA)

- (3) IASB スタッフから提案されている3つの要件のうち2番目の「企業が留保しなければならない最低金額（固定又は決定可能）がある」については再検討が必要である。黙示的な管理手数料は、契約期間全体で保険者が獲得することを期待する金額であり、当該期待が存在する限り、最低金額が明示的に定められていることを要件とする必要はない。(EFRAG)
- (4) IASB スタッフから提案されている要件には反対である。当該要件によると、英国の多くの有配当契約において、資産のリターンの保険者持分が黙示的な管理手数料とみなせることにならない。また、利益の共有に関しては、長期工事でも建設業者と顧客で利益を共有することがあり、建設業者は各期に利益を配分している。(英国)
- (5) 「最低金額」の規定があっても、最低利回り保証があると、実際には保険者に残る部分がなくなる可能性がある点にも留意が必要である。(米国)
- (6) 「黙示的な管理手数料」とみなせる場合にのみ CSM で調整するという考え方には同意するが、「黙示的な管理手数料」とみなせる場合として提案されている要件のうち「最低金額がある」という要件がある場合、中国で適用が困難であるほか、「最低金額」をどのように定義するかが極めて困難であると考えられる。(中国)
- (7) オーストラリアでは、過去は有配当契約があったが、現在は規制上の理由から販売されていない。但し、有配当契約には様々なタイプがあるため、その多様性に配慮すべきである。(オーストラリア)

(質問 2 及び 3)

- (8) 保険者が資産を本人として所有しているのか、代理人として（保険契約者のために）保有しているのかがポイントとなる。通常の保険契約では、保険者は本人として資産を所有している。一方、パス・スルー契約では、保険者は代理人として資産を所有しているので、簿価利回り法が適切である。問題は、経済的にはパス・スルーだが、パス・スルー契約ではない場合であり、これを本人による保有と考えるか、代理人による保有と考えるかである。(米国)
- (9) 簿価利回り法の適用範囲は制限すべきでない。簿価利回り法は、会計上のミスマッチの削減効果が大きいこと、及び、ALM の実態に即する点から、実効利回り法より優れており、簿価利回り法の方が良いと考えている。なお、簿価利回り法の問題点とされている当初認識後のキャッチ・アップ修正の問題については、まだ十分な検討ができていない。(EFRAG)

- (10) 基礎となる項目の変動は、保険契約者と保険者でシェアされるはずであるが、簿価利回り法や実効利回り法を適用したときに、基礎となる項目の変動＝保険契約者持分の変動＋保険者持分の変動という等式が成立するかどうか疑問である。(英国)

(ASBJの発言要旨)

3. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

(質問1)

- (1) 具体的な質問に入る前に、検討すべき課題がなお多くあると考える。例えば、IASBは単純な投資契約型以外の有配当契約への適用について検討すべきと考える。
- (2) 有配当契約には、国、地域により様々な形態があり、有配当契約の会計モデルは、これら様々な形態の契約を念頭において開発されるべきであると考えている。例えば、我が国の生命保険会社が扱っている有配当契約は、利差益、危険差益、及び費差益の合計を原資として保険会社が裁量権を持って保険契約者に配当を行うものが主流である。
- (3) しかし、IASBの検討においては有配当契約のうち、受け取った保険料を資産に投資して、その資産のリターンをシェアする投資契約型の有配当契約のみを対象としているように見受けられる。我が国で一般的な有配当契約は、諸外国においても比較的一般的であるという指摘もあり、IASBはこうした保険商品について更なる分析を行う必要があると考える。

(質問2及び3)

- (4) 2014年9月のIASB会議のアジェンダ・ペーパーでは、簿価利回り法と実効利回り法の利点及び欠点に関する分析が行われた上で、一定の条件をみたす有配当契約に対して実効利回り法の適用を要求する一方、有配当契約に簿価利回り法の使用を認めないことが提案されている。また、簿価利回り法には実効利回り法に比して計算が複雑であること、及び、当初認識後にキャッチ・アップ調整を行う必要があるという欠陥があること等が理由とされている。しかし、我々は、同ペーパーにおける分析は必ずしも十分ではないと考えており、さらなる分析が必要であると考えている。
- (5) 従って、結論を出す前に、どちらの方法がより適切かに関して引き続き検討することが必要と考える。

(IASB 関係者からのコメント)

4. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

(質問 1)

- (1) 有配当契約には、投資リターン（利差益）だけでなく、危険差益、費差益、又はその合計を原資とするものがあることは認識している。しかし、議論を単純化するとともに、IFRS 第 9 号との相互関係を検討するために、まず、投資リターンのみのケースを検討している。
- (2) 提案した 2 つ目の要件（企業が留保しなければならない最低金額（固定又は決定可能）がある）は、手数料がある種類の契約である旨を識別しようとしたものである。
- (3) 保険者と契約者とで利益を共有するといっても、保険者シェア（持分）に関しては、保険者が自ら資産を保有している訳であるから、対象が金融資産の場合は IFRS 第 9 号に準拠して処理すべきであり、仮に当該資産に関する評価差額を CSM で調整するというのであれば、厳格な要件が必要である。
- (4) 保険者持分は、収益認識における「変動対価（サービスの対価）」であるという見解と、金融商品からの「投資リターン（サービスには無関係）」であるという見解がある。どちらの見方も成り立つ点が、この問題を複雑にしている。
- (5) 保険契約負債に見合う資産からの再評価差額について CSM をアンロックした場合、資産運用のパフォーマンスが悪化すると、CSM の金額が減少して、結果として、保険契約負債の金額が減少してしまう。また、IASB が割引率変動の影響を純損益ではなく OCI で認識することを決定した際は、保険会社から、これによって投資収益と引受収益を区別できるという見解が示されていた。一方、有配当契約の議論においては、投資収益と引受収益の両方を CSM で調整すべきと主張しており、主張に一貫性が欠けている。一貫しているのは、純損益の変動を嫌っているという点だけではないか。

(質問 2 及び 3)

- (6) 2014 年 9 月の IASB 会議では、簿価利回り法と実効利回り法（予想予定利率法）について明示的な結論は出なかったが、簿価利回り法の使用に共感する意見も多かった。IASB スタッフが、簿価利回り法が実効利回り法に比して複雑としたのは、計算方法よりも、前者においては基礎となる項目の特定が困難である点である。また、簿価利回り法と実効利回り法の両方を認めると、基準全体として複雑になり、利用者の理解が困難となると考えた。
- (7) 当初認識後のキャッチ・アップ修正は、簿価利回り法の重要な欠点と考えている。一方、実効利回り法は、会計上の mismatch という点で効果が少ないという欠点が

ある。それゆえ、この欠点を克服した実効利回り法⁹（「実効利回り法++」と呼ばれている。）を今後検討してはどうか。

⁹ これは、アジェンダ・ペーパーに記載された予想予定利率法に基づく実効利回り法に、基礎となる項目が複数の測定属性から構成される場合や売却される場合にも対応できるような修正を施したものである。